

個別検(健)診 始まります

A 特定(基本)健診

- ❖対象(下記全てに該当する方)
 - 加東市国民健康保険に加入している方
 - 令和7年3月31日時点で40歳以上の方
 - 令和6年度まちぐるみ総合健診で特定(基本)健診を受診していない方
 - 令和6年度加東市国民健康保険人間ドック受診費用助成を受けない方

- ❖検査内容
 - 身体計測 □血圧測定 □血液検査
 - 尿検査

※医師が必要と判断した場合、心電図と眼底検査を追加で受けていただきます。

- ❖受診方法

下表の協力医療機関に電話予約のうえ、受診

- ❖受診期限

令和7年1月31日(金)

- ❖費用

1,000円

※令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳を迎えられる方は無料です。

- ❖受診時に持参するもの
 - 健康保険の資格確認書類
☑マイナンバーカード、健康保険証
 - 健診受診票 □採尿容器

※お手元に健診受診票、採尿容器がない場合は、保険医療課にお問い合わせください。

☎市民協働部保険医療課(庁舎1階) ☎43-0500

B 肝炎ウイルス検診

- ❖対象(下記両方に該当する方)
 - 過去に肝炎ウイルス検診を受診したことがない方
 - 生年月日が次の①～⑦のいずれかの方
 - ①昭和59年4月2日～昭和60年4月1日
 - ②昭和54年4月2日～昭和55年4月1日
 - ③昭和49年4月2日～昭和50年4月1日
 - ④昭和44年4月2日～昭和45年4月1日
 - ⑤昭和39年4月2日～昭和40年4月1日
 - ⑥昭和34年4月2日～昭和35年4月1日
 - ⑦昭和29年4月2日～昭和30年4月1日

- ❖受診方法

下表の協力医療機関に電話予約のうえ、受診

- ❖受診期限

令和7年1月31日(金)

- ❖費用

無料
- ❖受診時に持参するもの
 - 健康保険の資格確認書類
☑マイナンバーカード、健康保険証
 - 健診受診票 □無料受診券

※令和6年5月22日以降に転入された方は、健康課にご連絡ください。

☎健康福祉部健康課(庁舎2階) ☎42-2800

加東市(市外局番 0795)

医療機関名	電話番号	A	B
青山医院(吉井)	46-0321	○	○
井上医院(沢部)	42-1190	○	○
嬉野診療所(山国)	42-8477	—	○
加東市民病院(家原)	42-5511	○	○
こどもとおとなのM&Hクリニック(上滝野)	48-1192	○	○
坂本医院(上中)	42-6660	○	○
さくら内科クリニック(下久米)	44-1588	○	○
神医院(森)	47-0144	○	○
曾野医院(東古瀬)	42-6299	○	○
田淵医院(新町)	48-0160	○	○
東条診療所(新定)	46-0048	○	○
ふるもとクリニック(社)	40-0202	○	○
ますむら医院(上滝野)	48-0704	○	—
松原メイフラワー病院(藤田)	42-8851	○	○
森下クリニック(社)	42-0024	○	○
やすらぎの森診療所(新定)	40-8100	○	○

小野市(市外局番 0794)

医療機関名	電話番号	A	B
井岡医院(菅田町)	67-2367	○	—
育が丘クリニック(檜山町)	62-8112	○	○
栄宏会 小野病院(天神町)	62-9900	○	○
岡田内科医院(市場町)	62-7366	○	○
岡村医院(敷地町)	62-4300	○	○
柏木医院(船木町)	67-0199	○	○
北野整形外科・外科(黒川町)	63-1080	○	○
小島クリニック(王子町)	64-2727	○	—
清水内科クリニック(敷地町)	62-1005	○	—
つばた小児科医院(西本町)	62-2752	○	—
兵庫あおの病院(市場町)	62-5533	○	○
復興診療所(復井町)	66-7318	○	○
福岡クリニック(神明町)	63-1600	○	○
藤本在宅医院(粟生町)	60-1113	○	—
松尾内科(黒川町)	64-0880	○	○
三浦クリニック(天神町)	70-9288	○	—
山口内科医院(本町)	64-0202	○	○
緑駿病院(匠台)	63-5577	○	○

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金

A 令和6年度 新たな非課税世帯等分

- 対 令和6年6月3日時点で加東市に住民登録があり、令和5年度に住民税非課税世帯等への給付金や通知を受けておらず、新たに世帯全員の令和6年度住民税が非課税または、均等割のみ課税である世帯
 - ※令和6年度住民税課税者の被扶養者のみの世帯は除く
 - ※定額減税前の令和6年度住民税が非課税または均等割のみ課税の世帯が対象

- ❖支給額

1世帯当たり 10万円

- 6月下旬以降、順次、支給要件確認書を対象世帯にお送りしています。申請方法等詳細は、同封のチラシなどでご確認ください。

B 令和6年度 新たな非課税世帯等こども加算分

- 対 上記Aの対象世帯のうち、下記のいずれかの児童と生計同一である方
 - ※施設入所児童を除く
- ①同一世帯にいる平成18年4月2日～令和6年6月3日までの間に生まれた児童 ⇒ 申請不要
- ②別世帯にいる平成18年4月2日～令和6年6月3日までの間に生まれた児童 ⇒ 要申請
- ③令和6年6月4日～令和6年9月30日までの間に生まれた児童 ⇒ 要申請

- ❖支給額

対象児童1人当たり 5万円

- ①、③の対象者

… 7月下旬から順次お知らせします。③の対象者については、お送りする資料の内容をご確認のうえ、申請してください。

- ②の対象者

… 福祉総務課窓口またはホームページで必要書類を確認のうえ、申請してください。

期10月31日(木)

問 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金窓口

- A 健康福祉部社会福祉課(庁舎1階) ☎27-7081
- B 健康福祉部福祉総務課(庁舎1階) ☎43-0408

定額減税補足給付金(調整給付)

- 令和6年分の所得税から3万円、令和6年度の住民税所得割額から1万円を減税する「定額減税」で、減税しきれないと見込まれる方に対し補足給付を行います。

- 対 納税義務者本人および控除対象配偶者を含めた扶養親族の数に基づき算定される定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る納税義務者
 - ※扶養親族については、国外居住者を除く
 - ※納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は除く

- ❖支給額

次の①、②の合計額を1万円単位に切り上げた額

①所得税分控除不足額

3万円×(本人+扶養親族数)	—	減税前の令和6年分推計所得税額 ※令和5年分の所得税額から推計
----------------	---	------------------------------------

②住民税分控除不足額

1万円×(本人+扶養親族数)	—	減税前の令和6年度分住民税所得割額
----------------	---	-------------------

※令和6年分所得税額および定額減税の実績額等が確定し、支給額に不足がある場合は、令和7年に追加で支給します。

- 支給対象者には7月中旬から順次「支給確認書」をお送りします。申請方法等詳細は、同封資料または市ホームページでご確認ください。

- 問「定額減税補足給付金」窓口
- ❖支給対象者、支給額に関すること
総務財政部税務課(庁舎1階) ☎43-0396
- ❖必要書類、支給日に関すること
健康福祉部福祉総務課(庁舎1階) ☎43-0408

「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」「定額減税補足給付金(調整給付)」のいずれについても、未申告等で所得が確認できない場合は、支給対象になりません。未申告等の方は、所得申告を行ったうえで、給付金受給の申請をしてください。

※定額減税補足給付金(調整給付)については、令和7年の支給になります。